

許 可 条 件

- 1 使用料は、市の発行する納入通知書により、その指定する納期限までに納付しなければならない。
- 2 既納の使用料は還付しない。
- 3 使用許可財産を転貸し、又は使用権の譲渡をしてはならない。
- 4 使用許可財産の原状を変更し、又は工作物を設置してはならない。ただし、特に承認を受けたときはこの限りでない。
- 5 使用許可財産について、使用者が必要費又は有益費を支出することがあっても、使用者はその償還を請求できない。
- 6 使用許可財産に附帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費は使用者が負担しなければならない。
- 7 使用者は、その責に帰すべき事由により使用財産の全部又は一部を滅失し若しくはき損したときは、川口市教育委員会の指示に従いすみやかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 8 使用者は、許可された物件により、他に損害を与えた場合は、自己の責任において損害を賠償しなければならない。
- 9 使用者は、許可書に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 10 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、使用者は、すみやかに使用許可財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、特に承認したときは、原状に回復しないで返還することができる。
- 11 使用許可期間中であっても、川口市教育委員会において、公用若しくは、公共用に供するため必要性が生じたとき、又は許可の条件に違反する行為が認められるときは、ただちに使用許可の取り消しをすることができる。
- 12 川口市教育委員会は、前号の許可の取り消しによって生じた損失をいつさい補償しない。
- 13 使用者は、盜難、火災、その他いかなる原因によって受ける、器物、機器の滅失、破損等の損害について、川口市及び川口市教育委員会に対して損害賠償その他一切の請求はできないものとする。
- 14 川口市教育委員会において必要があるときは、使用許可財産について隨時に実地調査し資料の提出又は報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

不服申立て等の教示

この許可について、不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができる。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市教育委員会教育長に対してすることができる。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができない。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市教育委員会を被告として提起することができる。この場合、当該訴訟において川口市教育委員会を代表する者は、川口市教育委員会教育長である。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができる。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。